

林道等使用についての遵守事項

- 1 降雨時又は融雪時の林道等は、地盤が軟らかく破損しやすいため、交通安全の上から車両は、平常時よりゆっくり運行し、積載その他の制限及び標識を守ってください。
- 2 林道等の側こう並びに排水施設の呑口及び吐口、橋の上流又は下流の末木、枝条等は、災害の原因となるので、事業の期間中及び終了時には十分注意し、これを除去してください。
- 3 使用期間中に林道等の災害が発生したときは、オホーツク総合振興局西部森林室に速やかに連絡してください。
なお、災害原因の軽微なもので災害の拡大を防ぐことのできるものについては、その原因の除去を優先して行ってください。
- 4 林道等の法面及び路体への伐倒、突落し等は、林道等の崩壊の原因となりますのでこのようなことは行わないでください。
- 5 林道上に素材等の積込みのため、クレーン車等を定置させると林道が破損するばかりでなく他車の通行の支障となりますので林道上には、定置させないでください。
- 6 集材路の取付けは、関係職員と十分打合せをして、安全視距離又は既設林道等の排水等に対して、慎重に配慮して施工してください。
- 7 林道等及び施設等に損傷を与えた場合は、原状に回復していただくこととなりますので了知ください。
- 8 林道等は、森林の整備・管理上必要なものでありますので使用者全員が円滑に使用できるようお互いに協力してください。

オホーツク総合振興局西部森林室森林整備課 主査（森林整備）

TEL 0158-82-2246（直通）